

池田泉州TT証券でお取扱い期間中にジュニアNISA口座  
もしくはNISA口座をお申込みいただいたお客さまへ…

500円  
プレゼント!

平成30年  
3月30日(金)  
まで

※詳しくは、裏面をよくお読みください。

池田泉州ホールディングス  
池田泉州TT証券



池田泉州TT証券  
本証券業務部

ジュニア

NISA&NISA

(未成年者少額投資非課税制度)

(少額投資非課税制度)

口座開設キャンペーン

お取扱い期間 【平成30年1月4日(木)～平成30年3月30日(金)】

池田泉州ホールディングスグループ



池田泉州TT証券

(2018年1月4日現在)

# ジュニアNISA&NISA口座開設キャンペーン

(未成年者少額投資非課税制度)

(少額投資非課税制度)

お取扱い期間 平成30年3月30日(金)まで

## キャンペーンの内容

|         |                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| お取扱い期間  | 平成30年1月4日(木)～平成30年3月30日(金)                                                                                                                                                                                         |
| 対象のお客さま | お取扱い期間中、ジュニアNISA口座もしくはNISA口座の開設をお申込みいただいたお客さま(口座名義人)<br>※すでに、ジュニアNISA口座、NISA口座の開設をお申込みいただいているお客さまは対象外とさせていただきます。                                                                                                   |
| プレゼント方法 | 平成30年5月中旬頃に、対象のお客さま(口座名義人)の証券総合取引口座へ入金いたします。                                                                                                                                                                       |
| ご留意事項   | 【下記の場合にはプレゼントの対象外となります。】<br>・お取扱い期間内に申込書、必要書類をご提出いただけなかった場合(3月30日(金)必着)。<br>・ジュニアNISA口座、NISA口座お申込み後に、お申込みを取り消されたお客さまや、お申込みの不備のあるお客さま。<br>・税務署の審査が完了しなかった場合や、他の金融機関で重複してお手続きされた場合。<br>・プレゼント入金時に、口座廃止のお手続きをされている場合。 |

※今後、取扱い期間の延長、内容の変更、または、取扱いを中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※当社の役員等々はプレゼント対象外となります。

## ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)口座お申込みにあたってのご注意

◎ジュニアNISAは2016年から開始された制度です。本ご注意事項は2017年12月現在の情報に基づき記載しており、正確性・完全性について、保証するものではありません。今後、法令・制度等の内容は変更または廃止される可能性や、今後のスケジュールについても変更になる場合があります。◎日本にお住まいで、ジュニアNISA口座を開設する年の1月1日時点で0歳から19歳までの未成年者が開設できます。◎ジュニアNISA口座の申請にあたっては、個人番号等の提出が必要となります。詳しくは池田泉州TT証券の各店舗へお問合せください。◎ジュニアNISA口座は、全ての金融機関を通じて一人一口座しか開設できません。◎金融機関等の変更をすることはできませんが、口座閉鎖後の再開は可能です。(ジュニアNISA口座を閉鎖した金融機関等と異なる金融機関等で再開が可能です。ただし、閉鎖した年にすでに非課税枠の利用がある場合には、同年の再開はできません)。◎池田泉州TT証券で開設するジュニアNISA口座では、池田泉州TT証券で取り扱う上場株式等(現物、ETF、REIT)、公募株式投資信託が対象商品となります。(外国株式、外国株式投資信託、CB(転換社債型新株予約権付社債)等については、お取扱いの対象外とさせていただきます。)\*◎上場株式等の配当金を非課税で受け取るには、「株式数比例配分方式」を選択していただく必要があります。◎税務署へ未成年者非課税適用確認申請書等を提出し、税

務署から未成年者非課税適用確認書の交付を受けて、ジュニアNISA口座が開設されますが、税務署での未成年者非課税適用確認に時間がかかる場合があります。なお、複数の金融機関にお申込みの場合、当社でジュニアNISA口座開設できない可能性があります。◎非課税枠は年間80万円であり、ジュニアNISA口座で保有している上場株式等(現物、ETF、REIT)、公募株式投資信託を一度売却するとその非課税枠の再利用はできません。非課税枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。◎ジュニアNISA口座の損失について特定口座等で保有する他の有価証券の売却益や配当金、分配金との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。◎ジュニアNISA口座からの払出のご指示は、口座名義人本人とその親権者等の法定代理人に限られます。なお、その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までは、ジュニアNISA口座からの払出は原則できません。払出があった場合には、ジュニアNISA口座は廃止され、過去にジュニアNISA口座内で発生した譲渡益と配当、分配金及び払出し時点のジュニアNISA口座内の上場株式等(現物、ETF、REIT)、公募株式投資信託の含み益について課税されます。(ただし、災害などやむを得ない事由による払出の場合には非課税での払出が可能です)。

## NISA口座お申込みにあたってのご注意

◎NISA口座は、日本国内にお住まいで、口座開設年の1月1日現在で、20歳以上の個人のお客さまなら誰でも利用でき、全ての金融機関を通じ、お一人様1口座に限り、申込・開設ができます。複数の金融機関で開設することはできませんので、重複申込にご注意ください。(金融機関等を変更した場合は除きます)◎一定の手続きのもとで、年単位で金融機関の変更が可能です。変更のために、複数の金融機関でNISA口座を開設した場合でも、買付が出来るのは各年につき1つのNISA口座だけです。変更したい年分の属する年の1月1日以降、変更前の金融機関のNISA口座で買付があった場合には、その年分については金融機関を変更することはできません。また、変更前の金融機関のNISA口座にお預けになっている上場株式や株式投資信託等、変更後の金融機関のNISA口座に移すことはできません。◎非課税投資枠は、毎年120万円(平成28年から)が上限で、NISA利用の有価証券を売却しても再利用はできません。未使用分については年内であれば利用可能ですが、翌年への繰り越しはできません。◎投資信託の分配金を再投資した場合、新たな投資として非課税枠を利用し

て購入することとなります。◎NISA口座での損失は損益通算や繰越控除ができません。◎投資信託の元本払戻金(特別分配金)はそもそも、元本からの払戻しになるため非課税であり、NISAのメリットを享受できません。◎非課税期間が満了した場合等にNISA口座から払い出された投資信託の取得価格は、払出日の時価となります。◎NISA口座の申請にあたっては、個人番号等の提出が必要となります。詳しくは池田泉州TT証券の各店舗へお問合せください。◎NISA口座の開設・利用には、池田泉州TT証券での証券総合口座が必要となります。証券総合口座を未開設のお客さまは証券総合口座を開設後、NISA口座の申請を行ってください。証券総合口座の開設は池田泉州TT証券の本店で可能です。◎当社での取扱い商品は、上場株式等(ETF、REIT(不動産投資信託)を含む)、公募株式投資信託です。(※外国株式、外国株式投資信託、CB(転換社債型新株予約権付社債)等については、お取扱いの対象外とさせていただきます。)\*◎上場株式等の配当金を非課税で受け取るには、「株式数比例配分方式」を選択していただく必要があります。

※上記記載の内容は、平成29年12月現在の法令に基づくものであり、今後、法令の改正等により変更となる可能性があります。

## 手数料等およびリスク等について

- ・金融商品にご投資になる際には、各商品に所定の手数料等〔国内株式取引の場合は約定代金に対して上限1,242%(消費税込み)ただし、最低手数料2,700円(消費税込み)の委託手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および、信託報酬等の諸経費等〕がかかる場合があります。
- ・株券、債券、投資信託、投資証券等の金融商品の取引にあたっては、株式相場、金利水準等の変動や、投資信託、投資証券の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品等(裏付け資産※)の価格や評価額の変動に伴い、投資対象である金融商品の価格等が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

- ・金融商品の発行者等の業務や財産の状況等に变化が生じた場合、金融商品の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、新株予約権等が付された金融商品については、これらの「権利を行使できる期間の制限」等があります。
- ・信用取引又はデリバティブ取引をおこなう場合は、その損失の額がお客さまより差し入らいただいた委託保証金又は証拠金の額を上回るおそれがあります。

※裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

上記以外の金融商品等にも価格等の変動による損失が生じるおそれがありますので、金融商品等の取引に際しては、当該商品等の契約締結前交付書面等をよくお読みください。

池田泉州ホールディングスグループ

商号等:池田泉州TT証券株式会社

金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号

加入協会:日本証券業協会



池田泉州TT証券

<http://www.sittsec.co.jp>

(2018年1月4日現在)